

担い手情報

第10号

(平成22年7月)

担い手育成 総合支援協議会だより



新規就農した村松夫妻（中央）と生坂村農業公社の皆さん

農業公社が新規就農者育成に取り組む

財団法人 生坂村農業公社 東筑摩郡生坂村

平成7年に、村の農業を支援するため、県内で初となる「財団法人 生坂村農業公社」が設立されました。団地化された巨峰栽培を継続するためには、離農する農家から土地と果樹を預かり、栽培者が見つかるまでの間、公社で管理し、栽培を希望する農家に渡すことで荒廃地を発生させない取り組みをしてきました。

この取り組みに併せて、平成10年から新たに就農を希望する担い手の研修事業を開始し、現在までに11家族が研修を終了して巨峰栽培に取り組んでいます。今回は、平成13年に新規就農した村松由規さんを紹介します。

Index

- 新規就農者 「村松農園」
- 視点 「新農地制度と農業の展開方向」
- 県・地域の動き 「伊那市」ほか
- 農業・農政豆知識 「農業の六次産業化とは」
- インフォメーション 「遊び農地活用功績者表彰」
- 改善 「耕作放棄地緊急対策交付金」
- 支援の窓 「耕作放棄地緊急対策交付金」
- 候補者募集 「遊休農地活用功績者表彰」

農業公社の新規就農者育成の取り組み

(財)生坂村農業公社の誕生

生坂村では、遊休荒廃農地を活用した草尾地区の巨峰栽培を契機に、草尾上野地区の農地開発等により巨峰の産地づくりに取り組んできました。

栽培当初から栽培農家が高齢化により、将来引退する農家が出てくることを想定して、村としての農業支援のあり方を考えてきました。

現実に後継者がおらず、健康上の理由から栽培できない農家が出始め、村では公的機関として優良農地の荒廃化を食い止めるため、農業公社による農家支援の必要性を感じておりました。平成四年農地法施行令が改正されたことをきっかけに、関係機関、団体、議会などから選出された代表により「公社設立準備委員会」が設立されました。

農業公社による研修制度

村では荒廃桑園を巨峰栽培へ転換して産地化を目指す

会」を発足し、二年間にわたりてあらゆる検討が重ねられました。

そして、平成七年七月、長野県では初めてとなる村、農協、特産品開発組合の出資による(財)生坂村農業公社(市町村農地保有合理化法人)が設立されました。

農業公社では、農地保有合理化事業の取り組みにより担い手への農地の利用集積と遊休荒廃化が進む農地の管理、そして農地の有効利用を図り、担い手及び後継者の育成と共に、高齢者対策や生活環境美化に関する事業等を行い、農業を通じて地域の振興及び福祉の増進を図ることを目的しております。

研修中の生活については、村営住宅を確保し、平成十二年度からは戸建て新規就農住宅も建設しています。また、研修期間中の生活を保障するため、月額十五万円の支給も行われています。



就農には家族の理解と協力が必要と語る岩間副村長㊨と滝澤事務局長さん

この研修制度は「全国新規就農ガイドセンター」の新規就農相談会等によりPRしておりますが、大変恵

研修期間はおおむね三年間とし、地域の特産作物であるぶどう(巨峰)の栽培技術の習得を中心に、地域の畠作物、水稻などの農作物全般の栽培技術及び経営管理技術の習得も併せて行っております。

現在までに十四組が研修を受けておりますが、十一組がすでに就農しております。今年十月には、三十歳になる新規の研修生が入ることになります。

平成十二年の夏に、東京の「全国新規就農ガイドセンター」を訪れ、全国数ヶ所の受け入れ先を見て回りました。

その中で、緑と人情味にあふれ、懐かしい日本の情景を残す印象に加え、「村全体で就農者をバックアップする」という強い思いを感じ、生坂村に研修先を決定しました。

平成十三年四月、生坂村の農業公社所属の三十七歳の新米研修生として農業者人生がスタートしました。巨峰栽培は、初年度に二十㌃の畠を借りることが

また条件であるため、応募も多く、選考に苦慮しているといいます。募集要件は、概ね四十歳未満であり、就農意欲が高いなど、研修終了後には生坂村内に定住可能な者としております。

特に選考にあたっては、面接により人物本位で決めていますが、一定期間の体験研修を通して人間性を見ると共に、家族の協力が得られていることが条件だと聞いています。

平成十三年四月に家族四人とともに生坂村にIターンし、村松農園を立ち上げて、新規就農しました。現在は、百五㌶の畠で巨峰やナガノパープルなどを栽培・販売を行っています。

新規就農者としてぶどう栽培に取り組む村松由規さん

最初年度は知人やあらゆる傾注しました。最も心配されるのが代金回収のリスクですが、これま

品質に責任を持つぶどうの生産と販売

村松さんは、自分の經營の特徴は「産直」と「高付加価値ぶどう」の生産だと思います。都会で食べていた巨峰とは、全く異なるその味を売りにし、違いをわかつてもうえる消費者に直接販売するルートの構築に傾注しました。

つてを頼りにして、試食してもらうために無料で二百箱を宅配便で送りました。当初から公社の方針として自分で作つたものは自分の責任で販売するということでしたので、直売に對して違和感はありませんでした。

栽培に取り組み始めました。しかし、当然のことながら栽培管理の要領も判らず、見よう見まねで作業をこなし、篤農家の指導もあって、三千房の巨峰を収穫することができました。

一年目に五十畝、三年目には九十畝と面積を増やして無事三年間の研修生活を終えることができました。



品質を高めるには着果量を基準以下にする必要があると語る村松さん

また、栽培面でも市場出荷のものとは異なる技術を取り入れています。着果量を基準値以下にするなどおいしさに直結する技術を積極的に取り入れています。

こうした取り組みが功を奏して、二年目には五百箱、三年目には八百箱、そして平成二十年には一千箱の注文があり、直販率は九十九%とほぼ全量直販で販売できるまでになりました。

贈答品を扱うことから、お客様に対する気持ちもおのずと真剣になります。間違つたら取り返しがつかないので、品物を送つてから請求書は後で荷主に送付することとしています。

このような精算の方法で最も心配されるのが代金回収のリスクですが、これま

少しき、高品質なナガノパープルが生産出来るのはなぜかと確信を持ち、村を説得してその支援を受けて二〇〇四年に十畝の加温ハウスを建設することができました。このハウスで栽培したナガノパープルは平成十七年から本格的に販売を開始し、巨峰の約四倍の価格設定にもかかわらず、毎年数日で売り切れてしまう人気商品になりました。

自然災害や異常気象などのリスクに対する準備や、一年中休みのない労働環境の改善、そしてなによりお客様の満足度を向上させるための努力が一層大切であるといいます。

そして、「自立した農業経営体を作り上げ、生坂村の後継者問題を私達の代で終止符を打ちたい」との決意でレポートが結ばれています。

新聞社主催の第三十七回毎日農業記録賞に、「後継者問題に終止符を打つ! 自立した農業経営体を目指して」のタイトルで応募しました。IT関連企業の退職から三年間の研修、そして経営者として取り組んできた六年間を集大成したレポートです。そして、見事に一般部門で最優秀賞を受賞しました。

「自立した経営体」を目指し、村松さんは、これまでに認定農業者やエコファーマーの認定を受けていますが、これからも取り組むべき課題は多くあるといい

露地巨峰オノリーから 新品種・新作型の導入へ



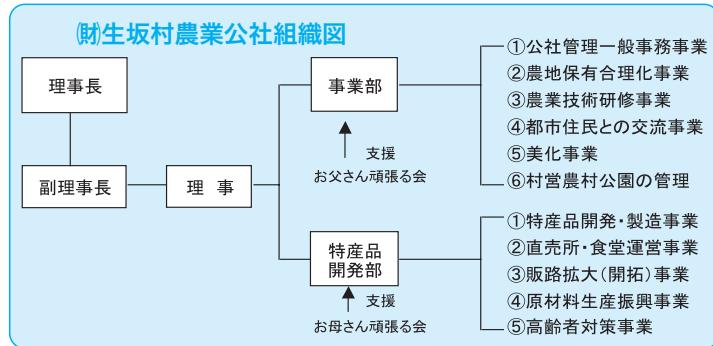
ナガノパープルの根域制限栽培

広島県の農業試験場を視察したおり、根域制限栽培法があることを知りました。「この栽培法を用いることにより、裂果のリスクが減

自立した農業経営体を目指して

村松さんは、昨年、毎日新聞社主催の第三十七回毎日農業記録賞に、「後継者問題に終止符を打つ! 自立した農業経営体を目指して」のタイトルで応募しました。IT関連企業の退職から三年間の研修、そして経営者として取り組んできた六年間を集大成したレポートです。そして、見事に一般部門で最優秀賞を受賞しました。

「自立した経営体」を目指し、村松さんは、これまでに認定農業者やエコファーマーの認定を受けていますが、これからも取り組むべき課題は多くあるといい



県・地域の動き

(農山室の農地集積の取り組み)

伊那市高遠町山室地区は七集落、農家戸数六十戸、耕地面積は約四十㌶の山間地であり、標高九百㍍前後という地域の特徴を活かし、三十年前から酒米の生産を行っています。「農事組合法人山室」は、平成十七年九月に設立されました。設立のきっかけは、高齢



集積された農地でコンバインによる収穫作業

行政、農業改良普及センター、JAなど関係機関も加わって集落全農家が五年間かけて検討した結果、ようやく設立のはじびとなりました。構成員は三十六人で、米・麦・そばを作付けており、米はほとんどが酒米で地元の酒蔵との契約栽培を行っています。

設立当時の農地の集積面積は、JA上伊那が行う、農地保有合理化事業を活用し、十八糸でした。その後

耕作放棄地が増加する中で、
「先祖から受け継いだ農
地・農業を守っていきたい、
この地区的農業がおしまい
にならないように」という
思いと、平成十二年に地区
の水田二十四㌶の基盤整備
が完了し、その有効利用を
考える中で法人化を目指す

考える中で法人化を目指すこととなりました。

間かけて検討した結果、ようやく設立のはじめとなりました。構成員は三十六人で、米・麦・そばを作付けしており、米はほとんどが酒米で地元の酒蔵との契約栽培を行っています。

農地を集積 営農組合を育成し

(伊那市農政課)

作業に当たった人には賃金が支払われており、女性や高齢者の働く場が確保され喜ばれています。

今後は、新規作物の導入や農産加工品の開発など事業内容を拡大し、集落内で働く場所を創出し、地域の活性化につなげたいと頑張っています。

実に複雑な心境を抱えていた人が増えているという意見もいます。しかしながら、草刈りや水管理など

国の担い手農地集積高度化促進事業を活用するなどして、現在二十二㌶の集積を行っており、地区内の半分以上を集積しています。集積面積が増えることは、法人経営の安定化につながっていくわけですが、それだけ、地域で農業者が出来た

大町市は、県下でも農地流動化率が高く、農地利田集積計画による利用権設定を盛んに行ってきておりま

奨励金の交付に面的集積要件はないため、今後は面的集積を進める上では補助対象要件と奨励金制度との整合性が課題となっています。

(二)区選舉

三日町農用地利用改善

組合」は地域内の百十一人の農業者により組織され、農用地面積は五十糝で、地域内農地のほとんどをカバ

る方向で意見集約ができるました。面的集積は、平成二十年度には、十九・五分の集積を行っています。

西山地区の農地利用改善組合「西山の農地を有効活用する会」は、地域内の百五十六人の農業者により組織され、農用地面積は百二十七・五ヘクタール大きく、地区



面的集積された農地（網のかかった部分）

内の八十五・八六%の農家が
加入しています。

同年に設立した西山営農組合は構成員二十四人。平成二十年度の経営面積は、水稻が十九・九㌶、大豆五㌶となっています。

西山地区は自己完結型の農業者が多い地区であるため、営農組合と認定農業者がすみわけをすることによって、地域の農地を守つています。利用改善団体の設立を契機に、十二・七翁の面的集積が行われました。

農商工観連携で「(社) 北信濃結いの里」を設立

小布施町の小林修さんはもともと非農家出身で大学の工学部を卒業後、電気会社に就職しましたが、会社の倒産を機に仲間二人と株式会社を平成十八年に設立し、町農業委員会の斡旋する農地や遊休農地の活用などにより農地の集積を行い、モモ、リンゴ、クリ、アスパラガスなどを栽培する認定農業者として活躍をして



ワークショップによる学習会の様子

また、今年四月には、農商工観連携による高付加価値農業を目指し、同調する

仲間に呼びかけ「一般社団法人北信濃結いの里」を立ち上げ、代表理事に就任しました。

これは、生産から加工、販売事業を進めるなかで、異業種の人たちと連携し、モモやリンゴの加工、地元及び都市部での販売などを通じた関係の構築、更には地元の伝統野菜である小布施丸なすやこれを利用する料理人、流通業者、加工業者などとの連携を図るため設立しました。

農業経営改善支援センター
の担い手育成等の取り組み

築が、これから経営発展資源になるとして、今後、月一回の学習会や、どう部会、料理部会など専門部会とのワークショットを開催し、農商工観連携を一層強化し経営発展につなげたいとしています。

担当部分を担うような農業構造の確立を目指し、認定農業者及び農業生産法人等に対する経営改善支援等を中心活動をしています。

からは、耕作放棄地再生利用の地域協議会も兼ねて、策事業にも取り組み、耕作放棄地の再生利用等による担い手への利用集積事業も実施しております。

中野市の農業は、園芸産地を中心とした全国でも有数の園芸産地として発展してきましたが、高齢化や農業後継者の不足等による遊休荒廃農地の増加が見受けられ、担い手の確保・育成が重要な課題となっています。



企画指導員による経営相談活動

置かざれなくなつたため
今年度は多様な扱い手の育成・確保や農業者の経営管理能力の向上等に十分な支援活動ができる状況であります。このような事業の見直しや工夫による活動にも限界がありますが、関係機関と連携を図りながら、扱い手育成に取り組んでいます。

(中野市農業経営改善支援センター)

して、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本

また、認定農業者育成支援事業として、経営分析を行ったためのパソコン機器等の購入に要する経費に対する助成や、平成二十一年度からは、耕作放棄地再生利用の地域協議会も兼ねて、耕作放棄地再生利用緊急対策事業にも取り組み、耕作放棄地の再生利用等による扱い手への利用集積事業も実施しております。

当センターの運営費・活動費は、国庫補助金（扱い手アクションサポート事業）を充てて実施しておりましたが、事業仕分けにより、廃止となつたことに伴い、平成二十二年度予算措置がされなくなつたため、今年度は多様な扱い手の育成・確保や農業者の経営管理能力の向上等に十分な支援活動ができる状況であります。このような事業の見直しや工夫による活動にも限界がありますが、関係機関と連携を図りながら、扱い手育成に取り組んでいます。

（中野市農業経営改善支援センター）

農業経営セミナー

表1 商品別損益計算書

商品	売価	製造原価	一般管理費販売費	1個当たり総原価	1個当たり利益	販売個数	利益
	①	②	③	④ (②+③)	⑤ (①-④)	⑥	⑦ (⑤×⑥)
A	100	84	7	91	9	10個	90
B	160	144	12	156	4	10個	40
計							130

(単位 円)

1個当たり製造原価内訳

商品	変動費	固定費	計
A	70	14	84
B	120	24	144

表2 A商品損益計算書

(単位 円)

1個当たり製造原価内訳

商品	売価	製造原価	一般管理費販売費	1個当たり総原価	1個当たり利益	販売個数	利益
A	100	89	9.5	98.5	1.5	20個	30

表3 B商品損益計算書

(単位 円)

1個当たり製造原価内訳

商品	売価	製造原価	一般管理費販売費	1個当たり総原価	1個当たり利益	販売個数	利益
B	160	139	9.5	148.5	11.5	20個	230

商品	変動費	固定費	計
A	70	19	89
B	120	19	139

表4 原価一覧表

(単位 円)

項目	表1	表2	表3
A商品	売価	100	100
	変動費	70	70
B商品	売価	160	160
	変動費	120	120
製造固定費の総額	A=14×10(個)=140 B=24×10(個)=240 計 380	A=19×20(個)=380	B=19×20(個)=380
一般管理費と販売費の総額	A=7×10(個)=70 B=12×10(個)=120 計 190	A=9.5×20(個)=190	B=9.5×20(個)=190

上から原価を引いていたものが損益」ということである。原価は大きく分けて変動費と固定費であり、すべての原価はこの二つのどちらかに入る。変動費は売上の増減に比例して増減する費

経営にかかる費用は最も基本的なものは「売上の増減に比例して三回に分けて紹介する。

■ 变動費と固定費

■はじめに
原価管理といえば即「経費節減」を連想する向きがある。原価管理に限らず、およそ管理と名のつく理論には「日常の仕事はすべて

管理されなければならない」というニュアンスがあり、「きめの細かい管理が優れている」という間違つた主張が紛れ込んでいることががあるので注意しなければならない。

農業経営「ンサルタント 中小企業診断士 鈴木皓平

農産物の原価管理と経営改善Ⅰ



本稿では孤高の経営コンサルタント、一倉定（いちくら・さだむ）氏（一九八〇一九九九）の著書「一倉定の社長学第五巻 増収増益戦略篇」から筆者の責任において引用編集し、正しい原価管理と経営改善について三回に分けて紹介する。

表一は原価計算の原則に従つて固定費を売上高比例で割掛けた例である。このように単位当たりにすべての原価を割掛ける方式を全部原価計算という。

■ 全部原価方式の誤り

用」であり、製造業の場合は荷造材料、包装材料などを含む原材料費、購入品、外注費である。これら以外の費用はすべて固定費、すなわち「売上の増減に比例せず、期間に比例して発生する費用」とするのが実務のコツである。固定費は人件費、経費、減価償却費に大別して考えると便利である。

では、儲けが少ないはずのB商品だけを売つたらどうなるか。それが表三である。こんどは利益が増えている。製造原価と一般管理費販売費が下がっているからだ。これはA商品のみの場合と全く逆である。なぜ儲かるはずのA商品が儲からない、儲かるはずのないB商品が儲かるのか。

この疑問の答えが表四である。A、B両商品とともに売価も変動費も同額である。次に製造固定費を見ると、その総額は表一から表三まで同額の三百八十円である。一般管理費販売費を含む固定費はA、B両商品をどのような割合でつくるようと変わらないのである。

設備が変わらない限り減価償却費は変わらず、構成員がどんな活動をしようと変わらないのである。全部原価の誤りは「固定費を単位当たりに割掛ける」という全部原価の原則そのものにあらわれるのである。全部原価の誤りは「固定費を単位当たりに割掛ける」という全

A商品の利益は九十円でB商品より大きい。そこで、B商品をやめてA商品を二十個売つたら利益が百八十九円になるはずである。

しかし、表二の通り、利益は三十円に落ちてしまつた。内容を見ると、製造原価が五円上がっている。その一個当たりの内訳を見る

と、固定費が五円上がつていている。さらに、一般管理費販売費が二円五十銭上がつていている。当たりの総原価が七円五十銭上がつてしまつたことがある。次回はその解決策、すなわち直接原価方式について述べる。

農地の減少を食い止め、農地を確保 地域調和要件のもとに解除条件付き農地貸借

全国農業会議所
事務局長代理

柚木茂夫

農地制度改正の目的

農地は、食料の安定供給を図る上で重要な生産基盤となっています。しかし、わが国の農地面積はピーク時（昭和三十六年）の六百九万㌶から約三割減少し四百六十万㌶となっています。今回の農地制度改正の目的は、耕作者自らによる農地の所有が果たってきている重要な役割も踏まえつゝ、①農地を農地以外のものとすることを規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進、の二つを基本としています。

農地利用の責務規定
遊休農地の増加が大きな農政課題になる中で、「農地の所有権や賃借権を持つ者は、農地を適切かつ効率的に利用しなければならない」との責務規定が設けら

れました。直接的な法的効力は持ちませんが、この規定を前提に、①農地の転用規制の強化、②農地の貸し借りにあたっての適切な利用の担保、③遊休農地対策の強化が措置されています。

一方、農地の権利移動規制の緩和により農業に常時従事しない個人や農業生産法人以外の法人であっても、農地を効率的に利用する者であれば、一定の要件の下で、貸し借りに限って農地を利用することが可能になりました。法律改正の検討の過程でも、農地の利用者の範囲が広がることによる農地利用の仕方をめぐる地域での軋轢が大きな問題になりました。そのことを考慮して、農地法第一条の目的の条文が衆議院の審議で修正され、「農地は貴重な資源である」と、「農

地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮して農地の権利取得を促進する」との考え方があわりました。

地域との調和要件を重視
また、農地法第三条第二



「農業の六次産業化」とは

「農業の六次産業化」という言葉は、昨今様々なところで耳にするようになりましたが、この言葉は十数年前からあり、一次産業（生産）と二次産業（加工や肥料の製造等）と三次産業（流通・販売、サービス等）の足し算で六次産業というのが語源のよう

す。また、先の国会に提出された「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」（六次産業化法案）（継続審議）では、「農林水産物及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組みであつて、農山漁村の活性化に寄与するものをいう」と定義されています。

度の農山漁村の六次産業化対策に百三十一億円の予算が計上されています。「六次産業化法案」は、食用農林水産省の資料では、食用農林水産物の生産額十・六兆円（国内九・四兆円十輸入一・二兆円）に対して、飲食費の最終消費額は七十三・六兆円（生鮮品等十三・五兆円十加工品三十九・一兆円十外食二十・九兆円）となつており、生産額と最終消費額とにおおきな乖離が見られます。このことが、農林漁業者に直接付加価値の還元が期待できる六次産業化への支援の契機となると考えられます。

（原農村振興課）

項の農地の権利移動の要件に「地域との調和要件」が新たに盛り込まれ、周囲の農業に悪影響を与えるような利用は排除することになります。具体的には、

③農薬使用による栽培が行われることにより地域で行われていた無農薬や減農薬の栽培が事実上困難になるような場合、④地域の共同防除等の営農活動に支障が生じるような場合、⑤農地の賃借料の設定において周辺地域における一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす恐れがある場合、については許可することができます。

農地法処理基準により、①集落営農や経営体へ農地が面的にまとまとった形で利用されている地域でその利用を分断するような場合、②地域の農業者が一体となつた水利調整に参加しない営農で、周辺の農業者の農業水利が阻害されるような場

合、
③農薬使用による栽培が行われることにより地域で行われていた無農薬や減農薬の栽培が事実上困難になるような場合、④地域の共同防除等の営農活動に支障が生じるような場合、⑤農地の賃借料の設定において周辺地域における一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす恐れがある場合、については許可することができます。

平成二十二年度遊休農地 活用功績者表彰候補者を 募集

遊休農地の発生防止・解消活動を行つてゐる団体等で、その取り組みや成果が他の模範となる者を顕彰し広く普及することにより、今後の遊休農地対策の促進に資することを目的に実施するものです。

応募資格は、概ね三年以上にわたり、遊休農地の発生防止・解消活動を実施してゐる農用地利用改善団体、集落営農組織、JA、農業法人、NPO法人、市町村農業公社、土地改良区、農業委員会、市町村等の活動主体です。

該当者がいる場合の応募は、八月二十日(金)迄に、手育成総合支援協議会「担い手情報」係あて

投稿募集

市町村またはJAを経由し長野県担い手育成総合支援協議会へ所定の様式により推薦願います。なお、応募方法など詳しいことは、市町村、JAへご照会ください。

(一) 再生利用活動に対する支援

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取り組み

① 再生作業 (障害物除去、深耕、整地等) *

- ・荒廃の程度に応じ、三万円／十haまたは五万円／十ha

・荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1／2以内等】

② 土壤改良

- 肥料、有機質資材の投入、綠肥作物の栽培等**

③ 営農定着 (作物の作付け、水田は除く)

- ・二・五万円／十ha (最大二年間)

④ 経営展開 [定額]

- ・経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品のFAX、Eメールで投稿してください。(氏名、年齢、住所、主な経営部門はわかるようにしてください)。様式は問いません。



耕作放棄地再生利用交付金 (平成二十二年度)

農業従事者の減少や高齢化の進行等により遊休農地は依然として増加傾向にあります。このため、平成二十年度に実施した全体調査結果を踏まえ、農業上重要な地域である農用地区域にある耕作放棄地で、一定の再生作業により耕作可能となると見込まれるところについては、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し再生利用に取り組みましょう。



* 一 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によつて耕作する者を確保して、又はその見通しをもつて行う農地の再生作業(一定以上の労力と費用を必要とするもの)を支援します。
* 二 別途、自助努力等によつて再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壤改良と営農定着を支援します。